

令和8年度農林水産省  
行政事業レビュー「公開プロセス」

## 有害生物漁業被害防止総合対策事業（基金事業） （水産庁）

日時：令和8年6月24日（水）14:00～14:50

場所：農林水産省内会議室

<外部有識者>

**【農林水産省選定】**

南島 和久          龍谷大学政策学部教授

小川 美香子      東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門准教授

**【内閣官房行政改革・効率化推進事務局選定】**

上村 敏之          関西学院大学経済学部教授

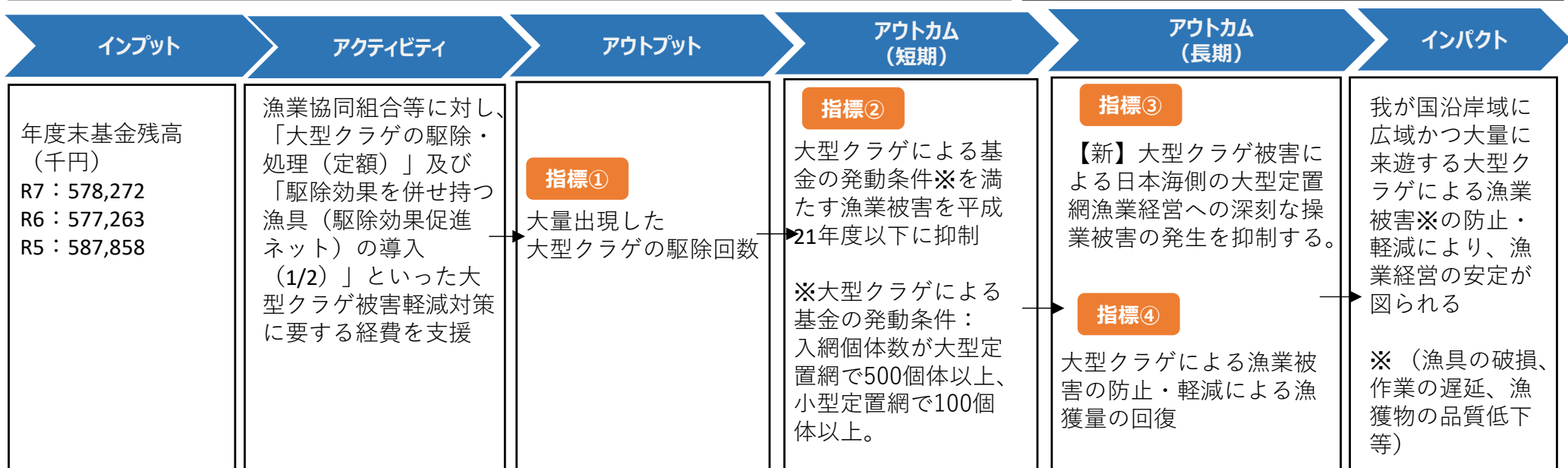
林 隆之            政策研究大学院大学教授

【現状・課題】

- ・大型クラゲは、不定期に大量出現し、日本海側を中心に甚大な漁業被害（漁具の破損、作業の遅延、漁獲物の品質低下等）をもたらしている。
- ・大型クラゲの発生や我が国沿岸への来遊は、年により大きく異なるが、来遊初期の段階で迅速に駆除等を行うことで、被害を最小限に抑えることが可能である。このような不確実な事象に対応するため、基金による対応を行っている。
- ・令和12年までに日本海側の漁獲量を平成22年と同程度（138万t）まで回復させることを目指し、本基金により漁業被害の防止・軽減を図り、漁業経営の安定化につなげる。

【現状・課題を示すデータ】

- ・被害報告件数（H17：10万2千、H18：4万7千、H21：5万5千、R1：910、R6：2,649）  
（一般社団法人漁業情報サービスセンター報告）
- ・日本海側の漁獲量の推移（R6：122万t → R7：115万t）  
（農林水産省 漁業・養殖業生産統計年報）



<b>指標①</b> 大型クラゲの駆除回数（件） R5：0（見込み：2,591） R6：109（見込み：2,591） R7：0（見込み：2,591）	<b>指標③</b> 測定指標：大型クラゲの入網により大規模な網の被害（網の大規模修繕又は交換を要した被害）が発生した大型定置網漁業経営体数 目標値：0 達成度（%）= 1 ÷ (1 + 実績値) × 100% 実績値：大型クラゲの入網により大規模な網の被害が発生した大型定置網漁業経営体数
<b>指標②</b> 大型クラゲによる基金の発動条件を満たす被害件数以下に抑制（件） R5：0（目標：7,574） R6：273（目標：7,574） R7：0（目標：7,574）	<b>指標④</b> 日本海側の漁業生産量（万トン） R5：124（目標：138） R6：122（目標：138） R7：115（目標：138）

外部の影響要因

・海洋環境の変動（海流や海水温等）、中国・韓国海域での大型クラゲの発生状況、漁業資材や燃油費等の高騰、漁業者の減少、該当海域の水産資源の資源状況

事業名	【基金】有害生物漁業被害防止総合対策事業
-----	----------------------

担当部局	水産庁
------	-----

## 国民からのご提案を踏まえた「点検の視点」に基づく点検 (事業所管部局による点検)

令和7年度当初予算額：—（百万円） 令和7年度補正予算額：—（百万円）

令和8年6月

点検の視点	事業所管部局による点検
① 効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき	毎年度、基金設置法人に対し、基金の運用状況について、実績報告書等による確認・聞き取りを実施している。また、学識経験者及び関係団体による有害生物漁業被害防止検討委員会及び大型クラゲ被害防止検討委員会を毎年開催し、効果検証や運用改善の点検を行い、事業計画に反映するよう指導・監督する体制も整備されており、十分な効果検証を行いつつ、事業を実施している。
② 政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき	大型クラゲは不定期に大量出現し、突発的かつ広域的な漁業被害をもたらす。不確実性の高い事象に迅速かつ広域的に対応し、被害を最小化するためには、本事業は必要である。 広く事業が活用されるよう、申請方法に関する情報をウェブサイトで公開しており、公平で目的に即した政策設計・運用を行っている。
③ 事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、不正・中抜きを防止すべき	学識経験者及び関係団体による有害生物漁業被害防止検討委員会及び大型クラゲ被害防止検討委員会のもと、透明性を確保し、効率的に事業を推進している。また、ウェブサイトで事業内容・決算等を公表して透明性を高めている。さらに、水産庁において実施要領等に基づき、事業実施計画の承認や実施状況の報告、助成金の額の確定、監査等を行うことで、不正・中抜きを防止している。
④ 補助金依存体質を改め、自治体・事業者の自立や成長につながる仕組みに改めるべき	本事業は、大型クラゲの大量出現という、自然条件に大きく左右される突発的かつ広域的な被害に対応するものであり、安定的な事業収益を前提とした自立的運営になじみにくく、個々の漁業者や自治体の負担能力を超える場合があることから、一定の公的関与は引き続き必要である。 一方で、漁業者や自治体等による主体的な取組の促進も重要であることから、これまでの取組を通じて蓄積された大型クラゲ対策に関する知見や技術の共有、効率的な駆除手法の普及等を進めることにより、漁業者、自治体等の対応力の向上とコストの効率化を検討していくこととしている。

<p>⑤ 申請・報告等の事務負担を軽減し、現場が本来業務に専念できるようにすべき</p>	<p>申請・報告等については、実施要領等に基づき、事業実施計画や助成金の交付等事業の実施のために必要な最低限のものとしている。また、申請・報告等の事務負担を軽減するため、申請・報告等の事務手続きに関する手引きをウェブサイトで公開している。さらに、現場からの意見を踏まえ手引きを適宜更新しており、今後も現場からの意見を踏まえ改善を行い、現場の事務負担の軽減に努めている。</p>
--	--

とりわけ基金について踏まえる視点	事業所管部局による点検
<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間ごとに KPI 等を検証し、資金配分に反映すべき</li> </ul>	<p>学識経験者及び関係団体による有害生物漁業被害防止検討委員会及び大型クラゲ被害防止検討委員会で事業効果（KPI 等）を年 2 回検証し、資金配分を含め、効率的に事業を実施することとしている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>重複、休眠等の状態にある基金を整理、統廃合し、不要な資金を国庫返納すべき</li> </ul>	<p>基金残高は事業見込みと整合的（保有割合が 1 以下）であり余剰資金はない。 なお重複する基金はなく、休眠状態にもないが、支出が 0 円（ない）年度もあり、基金の適正規模については、引き続き検討する必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>基金を「見える化」し、透明性を確保すべき</li> </ul>	<p>基金シートの公表に加えて、基金設置法人のウェブサイトで、事業概要、事業計画、駆除指針等規程、手引き、基金の保有割合等を公開し、また、学識経験者及び関係団体による有害生物漁業被害防止検討委員会及び大型クラゲ被害防止検討委員会のもと、透明性を確保し、効率的に事業を推進している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公費負担に応じ、事業成果を国へ還元させるべき</li> </ul>	<p>本事業は、大型クラゲによる漁業被害の防止・軽減を目的とするものであり、直接的な収益の創出を前提とした事業ではないが、その成果は被害の抑制を通じて漁業経営の安定や水産物の安定供給に寄与するなど、広く社会に還元されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>基金活用に付随する機会費用を軽減すべき</li> </ul>	<p>本基金は、大型クラゲの大量出現時に迅速に対応するためのものであり、一定の資金をあらかじめ確保しておく必要がある。基金残高は事業見込みと整合的（保有割合が 1 以下）であり余剰資金はないため、機会費用は既に低く抑えられている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>基金設置法人等の運営、執行を適正化すべき</li> </ul>	<p>基金設置法人の選定にあたっては、公募による募集を行い、事業の実施方法や実施主体の適格性等を総合的に勘案している。また、水産庁において、実施要領等に基づき、事業実施計画の承認や実施状況の確認、助成金の額の確定、監査等を行い、適切な事業執行を確保している。</p>

上記点検を踏まえた見直しの方向性

大型クラゲは不定期に大量出現し、突発的かつ広域的な漁業被害をもたらす。不確実性の高い事象に迅速かつ広域的に対応し、被害を最小化するためには、本事業は必要である。

一方で、漁業者や自治体等による主体的な取組の促進も重要であることから、これまでの取組を通じて蓄積された大型クラゲ対策に関する知見や技術の共有、効率的な駆除手法の普及等を進めることにより、対応力の向上とコストの効率化を検討していきたい。

また重複する基金はなく、休眠状態にもないが、支出が0円（ない）年度もあり、基金の適正規模については、引き続き検討する必要がある。

## 有害生物漁業被害防止総合対策事業

## 基本情報

組織情報	府省庁	農林水産省				
	事業所管課室	水産庁   増殖推進部   漁場資源課				
	作成責任者	川島哲哉				
	その他担当組織	--				
基本情報	予算事業ID	017287	基金シート番号	1728	枝番	--
	基金の名称	有害生物漁業被害防止総合対策基金				
	基金の造成法人等の名称	特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構	法人形態	特定非営利活動法人		
	造成法人等の選定方法及び選定理由等	本事業の実施団体である「特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構」は、事業の実施体制、事業に関する知見、事務及び業務の処理能力等基金事業を実施する上での適格性を踏まえ、公募により選定された。				
	造成法人等の適格性	事業所管部局において水産関係民間団体事業補助金交付等要綱及び運用通知等、また特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構において、基金事業の交付規則・実施細則を定め、十分な審査体制を構築し、適切な執行体制の基で円滑な事業の取り組みや業務運営がなされており、根幹的業務の外注も行われていないことから、当該基金の造成法人の適格性に問題はないと史料。				
	基金事業・基金の造成法人等への調査・検査等の実施状況	基金を管理する特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対し、事業が適切に実施されるよう、事業交付等要綱に基づく実施状況報告書等の書類による確認や聞き取りなど、指導・監督を行っている。 また本事業を実施するに当たり、水産庁及び水産研究・教育機構、漁業情報サービスセンターと大型クラゲの大量出現の可能性等について協議し、広範囲に被害が及ぶ可能性がある判断された場合に、水産庁の了解の下、事業を執行することとしている。				
運営形態	取崩し型	事業形態	補助			
関連事業	基金造成されたレビューシート: 3396:有害生物漁業被害防止総合対策事業					

概要・目的	事業の目的	我が国沿岸に広域かつ大量に出現する大型クラゲによる漁業被害（漁具の破損、作業の遅延、漁獲物の品質低下等）の防止・軽減を図ることにより、漁業経営の安定化を図ることを目的とする。	
	現状・課題	<p>大型クラゲは、平成21年、令和元年等に大量出現し、日本海側を中心に全国各地で漁具の破損・作業の遅延・漁獲物の品質低下等の甚大な漁業被害をもたらしてきた。近年では令和6年度に基金を発動し、10,866千円を支出した。なお、大量出現には至らない年においても、大型クラゲの出現自体は毎年確認されている。</p> <p>大型クラゲは一旦大量出現すると広域にわたって甚大な被害をもたらす一方、早期に出現を察知し、来遊初期の段階で迅速に駆除等の対応を行うことで被害を最小限に抑えることが可能である。</p> <p>しかし、大型クラゲの東シナ海等での発生状況や我が国沿岸への来遊は毎年の海洋環境に大きく左右されるうえ、来遊経路や来遊時期、来遊量も年によって異なるため、我が国沿岸での大型クラゲの出現予測は困難であり、今後も引き続き十分な警戒が必要である。このような不確実な事象に対応するため、基金による対応を行っている。</p>	
	事業の概要	漁業協同組合等に対し、「大型クラゲの駆除・処理（定額）」及び「駆除効果を併せ持つ漁具（駆除効果促進ネット）の導入（1/2）」といった大型クラゲ被害軽減対策に要する経費を支援する。	
	事業概要URL	<a href="http://fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/05yugai/yugai_file/01-1_2018gaiyo.pdf">http://fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/05yugai/yugai_file/01-1_2018gaiyo.pdf</a>	
	基金方式の必要性	基金事業の類型	不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
	該当する理由（その他の場合、基金によらざるを得ない理由）	<p>本事業は、大型クラゲの大量出現時に大型クラゲ被害対策を実施する事業であるが、事業対象生物である大型クラゲの発生・来遊状況は海流・海水温等の海洋環境要因に大きく左右されるため、大量出現の有無や規模を事前に精度高く予測することは困難であり、各年度の所要額を確定的に見込むことはできない。大型クラゲによる漁業被害が発生した際には、その時点で速やかに対策を講じる必要があり、適切な支援を弾力的かつ機動的に行えるよう基金形式として実施している。また、財源を毎年度確保する場合、出現状況によっては大きな不用額を生じさせることもあるため、複数年度にわたる財源の確保が事業の安定かつ効率的な実施に必要である。以上のことから「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号。）第4条第2項で示されている2要件を満たし、上記の類型に該当する。</p>	
事業開始年度	2008		

終了予定時期	基金事業の終了予定時期	2027-03-31			
	補足理由	--			
	期間中に終了予定時期を変更した場合、その経緯と理由	<p>大型クラゲの大量出現時に被害対策を迅速に実施するという目的のため、本事業は</p> <p>①平成28年4月（更新前の終期：平成28年3月 更新後の終期：平成30年3月）</p> <p>②平成30年4月（更新前の終期：平成30年3月 更新後の終期：令和3年3月）</p> <p>③令和3年4月（更新前の終期：令和3年3月 更新後の終期：令和6年3月）</p> <p>④令和6年4月（更新前の終期：令和6年3月 更新後の終期：令和9年3月）</p> <p>の計4回、終了予定時期を延長している。</p>			
	基金事業の新規申請受付終了時期	2027-03-31			
	補足理由	-			
	期間中に新規申請受付終了時期を変更した場合、その経緯と理由	令和6年4月に大型クラゲの大量出現時に被害対策を迅速に実施するという目的のため、新規申請受付終了時期を令和6年3月から令和9年3月に延長している。			
根拠法令	法令名	法令番号	条	項	号・号の細分
	--	--	--	--	--
関係する計画・通知等	計画・通知名	計画・通知等URL			
	水産基本計画（令和4年3月閣議決定）	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/attach/pdf/index-9.pdf">https://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/attach/pdf/index-9.pdf</a>			
備考	<p>本基金では、平成26年度までは大型クラゲ、トド、ナルトビエイ、ザラボヤ、キタミズクラゲの5種に対する漁業被害対策を実施。</p> <p>平成27年度からは大型クラゲの被害対策に限定して実施。</p> <p>長期アウトカムについては、確定値が翌年2月頃に公表されることから、実績については概数値を記載し、翌年度シートで確定値に更新。</p>				

基金経過

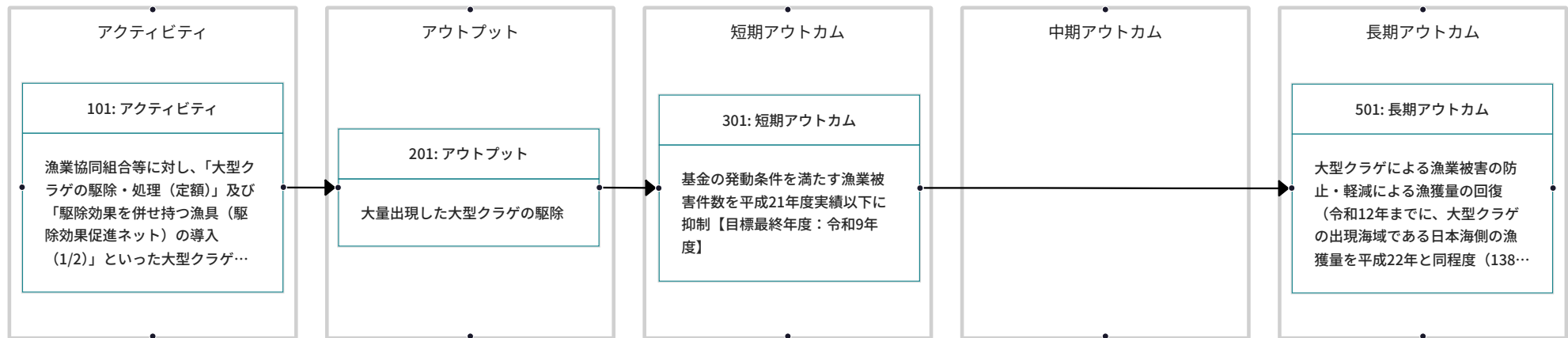
基金の造成の経緯	予算措置年度	基金造成年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等	
	2007	2008	直接交付	一般会計	当初	
	原資となった資金の名称		--			
	原資となった資金の名称の補足情報		(項)水産物安定供給対策費(目)水産物安定供給対策事業費補助金			
	国費額(単位:千円)		890,460	補助金適正化法適用の有無	有	
	関連するレビューシート		作成年度	--	事業名	--
	予算措置年度	追加年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等	
	2008	2009	直接交付	一般会計	当初	
	原資となった資金の名称		--			
	原資となった資金の名称の補足情報		(項)水産物安定供給対策費(目)水産物安定供給対策事業費補助金			
	国費額(単位:千円)		793,850	補助金適正化法適用の有無	有	
	関連するレビューシート		作成年度	--	事業名	--
	予算措置年度	追加年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等	
	2009	2010	直接交付	一般会計	当初	
	原資となった資金の名称		--			
	原資となった資金の名称の補足情報		(項)水産物安定供給対策費(目)水産物安定供給対策事業費補助金			
	国費額(単位:千円)		1,710,770	補助金適正化法適用の有無	有	
	関連するレビューシート		作成年度	2011	事業名	有害生物漁業被害防止総合対策事業
	予算措置年度	追加年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等	
	2010	2011	直接交付	一般会計	当初	
原資となった資金の名称		--				
原資となった資金の名称の補足情報		(項)水産資源回復対策費(目)水産資源回復対策事業費補助金				
国費額(単位:千円)		520,590	補助金適正化法適用の有無	有		
関連するレビューシート		作成年度	2012	事業名	有害生物漁業被害防止総合対策事業	

	予算措置年度	追加年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等
	2011	2012	直接交付	一般会計	当初
	原資となった資金の名称		--		
	原資となった資金の名称の補足情報		(項) 水産資源回復対策費 (目)水産資源回復対策事業費補助金		
	国費額 (単位：千円)		376,130	補助金適正化法 適用の有無	有
	関連するレビューシート		作成年度	2013	事業名
					有害生物漁業被害防止総合対策事業
	予算措置年度	追加年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等
	2012	2013	直接交付	一般会計	当初
	原資となった資金の名称		--		
	原資となった資金の名称の補足情報		(項) 水産資源回復対策費 (目)水産資源回復対策事業費補助金		
	国費額 (単位：千円)		314,670	補助金適正化法 適用の有無	有
	関連するレビューシート		作成年度	2014	事業名
					有害生物漁業被害防止総合対策事業
	予算措置年度	追加年度	資金交付の形態	会計区分	当初・補正・予備費等
	2013	2014	直接交付	一般会計	当初
	原資となった資金の名称		--		
	原資となった資金の名称の補足情報		(項) 水産資源回復対策費 (目)水産資源回復対策事業費補助金		
	国費額 (単位：千円)		349,150	補助金適正化法 適用の有無	有
	関連するレビューシート		作成年度	2015	事業名
					有害生物漁業被害防止総合対策事業
基金への予算措置 (管理費のみの予算措置を除く)	基金の分類	基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する事業			
	直近の予算措置年度	2013			
	予算措置理由及び成果目標の達成状況・検証結果	令和6年度当初予算よりも前に措置された基金事業である。 直近の予算措置については、大型クラゲの大量発生・出現に伴い駆除や処理を行ったことから、過去の執行実績を踏まえ、今後不足が見込まれる約3.5億円を追加措置したところ。			
	次回予算措置検討年度	未定			
国庫返納の経緯	年度	国庫返納額 (単位：千円)	理由		
	--	--	--		

<p>基金事業のこれまでの取組とその成果、過去に実施した見直しの概要</p>	<p>令和元年(4,027千円)、令和6年(10,866千円)に基金を発動し、大型クラゲの駆除を行い漁業被害の軽減につながった。基金方式の必要性や事業効果検証の見直しを行い、事業効果検証に関しては従来の事業効果検証のためのデータ収集に加えて、更なる目的達成に向けて効果的、効率的に基金事業を実施するための新たなデータ収集・分析体制の構築を今後開始する予定である。</p> <p>平成23年度末に基金の保有割合、使用見込みについての見直しを実施。その結果、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)(以下「基金基準」)の使用見込みの低い基金等に関する基準には該当せず。今後とも基金基準に適合するよう、指導・監督を実施することとしたところ。また、平成26年度補正予算の成立時に、「基金造成費補助金等の活用に関する指針」に基づき、基金の適正かつ効率的な使用のため、交付要綱に使用見込みの低い基金の返納等の規定を盛り込む形で改正を行った。</p>
<p>補助金適正化法施行令第4条2項各号で定める事項</p>	<p><a href="http://fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/05yugai/yugai_file/01_yokou_R7yuso.pdf">http://fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/05yugai/yugai_file/01_yokou_R7yuso.pdf</a></p>

# 効果発現経路

活動・成果目標等のつながり



アクティビティからの発現経路 101-201-301-501

アクティビティ	漁業協同組合等に対し、「大型クラゲの駆除・処理（定額）」及び「駆除効果を併せ持つ漁具（駆除効果促進ネット）の導入（1/2）」といった大型クラゲ被害軽減対策に要する経費を支援する。				
アウトプット	活動目標	大量出現した大型クラゲの駆除	活動指標	大型クラゲの駆除回数 ※ 大型クラゲが大量出現すると仮定し、見込みを算出	
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	--	
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--	
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	当初見込み／目標値(件)	2,591	2,591	2,591	2,591
	活動実績／成果実績(件)	0	109	0	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	<p>大型クラゲは日本国内ではなく、黄海沿岸域で発生し、対馬海峡を通過して日本海に流入するとされる。流入してきた個体群は日本海を北上していく形で移動し、各地に被害をもたらす。流入してきた大型クラゲは国内で繁殖などもしないため、流入以外で個体群の総数に大きな変動はないと考えられる。そのため、国内で最も早く大型クラゲの出現が確認される対馬地域等において大量出現と判断された場合に、本事業により速やかにアウトプットである駆除等の対応を行うことにより、駆除地点より北上していく個体群の総数を減らすことで、日本海全体の大型クラゲによる漁業被害を抑制することができる。</p> <p>このため、短期アウトカムは、基金の発動条件（※）を満たす漁業被害件数で、本事業開始後、最も件数の大きかった平成21年度の実績（7,574件）以下に抑制することに設定した。</p> <p>※大型クラゲによる基金の発動条件：入網個体数が大型定置網で500個体以上、小型定置網で100個体以上。</p>				

短期アウトカム	成果目標	基金の発動条件を満たす漁業被害件数を平成21年度実績以下に抑制【目標最終年度：令和9年度】			成果指標	基金の発動条件を満たす漁業被害件数の平成21年度実績 7,574件
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--			実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	水産庁調べ（一般社団法人漁業情報サービスセンター報告） 総件数7,574件の内訳（漁業種：件数 割合(%)）（定置網：5985件 79%、底曳網類：1589件 21%）  達成度の算出方法 漁業被害件数が平成21年度実績以下の場合100%、平成21年度実績を超える場合 達成度(%)=100%×（1 +（7,574件－当該年度の被害件数））／7,574件 100%を上限とする  新たな目標年度の設定理由 ・大型クラゲ出現の不確実性・年度間変動への対応するため、引き続き2027年も短期アウトカムの指標を確認し、評価するため。  目標値の設定理由 ・平成21年度実績は事業開始以来の最大値であり、上限目標として依然有効である。また本事業の効果を測る基準として一貫性を保つために、2027年度の目標値を従来通りの7,574件とした。
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	--			アウトカムを複数段階で設定できない理由	--
活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	目標年度 2026年度	目標年度 2027年度
	当初見込み／目標値(件)	7,574	7,574	7,574	7,574	7,574
	活動実績／成果実績(件)	0	273	0	--	--
	達成率(%)	100	100	100	--	--
↓ 後続アウトカムへのつながり	大量出現した大型クラゲを速やかに駆除することや、駆除効果を併せ持つ漁具（駆除効果促進ネット）を導入すること等により、漁業被害件数を抑制する。併せて、沿岸の旋網等に入網した大型クラゲにつき、処理等に係る費用を支援し、漁業被害の防止・軽減による漁獲量の回復を目指し、漁業経営の安定に繋げる。					

長期アウトカム	成果目標	大型クラゲによる漁業被害の防止・軽減による漁獲量の回復 (令和12年までに、大型クラゲの出現海域である日本海側の漁獲量を平成22年と同程度(138万t)まで回復させる)	成果指標	漁業生産量
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績/目標/見込みの根拠として用いた統計・データ名(出典)	農林水産省 漁業・養殖業生産統計年報 (令和7年度実績は概数)
	定性的なアウトカム目標を設定している理由	-	アウトカムを複数段階で設定できない理由	--

活動・成果目標と実績		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	最終目標年度 2030年度
	当初見込み/目標値(万トン)	138	138	138	138	138	138	138	138
	活動実績/成果実績(万トン)	124	122	115	--	--	--	--	--
	達成率(%)	89.9	88.4	83.3	--	--	--	--	--

事業に関連するKPIが定められている閣議決定等	名前	--
	URL	--
	該当箇所	--

収入・支出等

収入・支出等 (単位：千円)		2023	2024	2025	当年度見込み	翌年度見込み
前年度末基金残高		587,853	587,858	577,263	578,272	78,272
収入	国からの資金交付額	0	--	--	--	--
	運用収入	5	271	1,009	--	--
	(うち国費相当額)	5	271	1,009	--	--
	事業収入	0	--	--	--	--
	(うち国費相当額)	0	--	--	--	--
	その他	0	--	--	--	--
	合計額	5	271	1,009	--	--
支出	事業費	0	8,426	--	495,365	--
	管理費	0	2,440	--	4,635	--
	(管理費率)	--	22.5%	--	0.9%	--
	(うち基金設置法人の事務費)	0	--	--	--	--
	(うち基金設置法人の人件費)	0	--	--	--	--
	合計額	0	10,866	--	500,000	--
国庫返納額		0	--	--	--	--
その他返納額		0	--	--	--	--
当年度末基金残高		587,858	577,263	578,272	78,272	78,272
(うち国費相当額)		587,858	577,263	578,272	78,272	78,272
基金設置法人の事務人件費 (当該基金からの支出を除く)	事務費	0	--	--	--	--
	人件費	0	--	--	--	--
	合計額	0	--	--	--	--

執行の乖離の状況 (単位：千円)	2024 (前々年度)	事業費見込み	290,437	事業費	8,426
		乖離額	282,011	乖離率	97.1%
	<b>【乖離の理由等】</b> 本事業は、大型クラゲの大量出現時に被害対策を実施する事業である。事業対象生物である大型クラゲは、年により出現状況（例：来遊量）が大きく異なる。R6年度は来遊量が比較的小規模であったため。				
	2025 (前年度)	事業費見込み	377,000	事業費	--
		乖離額	377,000	乖離率	100%
	<b>【乖離の理由等】</b> 本事業は、大型クラゲの大量出現時に被害対策を実施する事業である。事業対象生物である大型クラゲは、年により出現状況（例：来遊量）が大きく異なる。R7年度は大型クラゲの出現が非常に少なく、事業を実施しなかったため。				

実績

補助等に関する 交付決定実績 (単位：千円) ※ ( ) 内は件数	--													
	交付決定年度	交付決定額				支出年度								
		実績		見込み		2023		2024		2025		2026見込み		2027以降(見込み)
2023実績	(--)	--	(80)	583,223	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--
2024実績	(3)	8,426	(15)	290,437	(--)	--	(3)	8,426	(--)	--	(--)	--	(--)	--
2025実績	(--)	--	(40)	377,000	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--
2026見込み	(--)	--	(40)	500,000	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(40)	500,000	(--)	--
2027見込み	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--	(--)	--

保有割合

保有割合	0.97	①保有割合の分子（保有基金額等）	578,272,439	②保有割合の分母（基金事業に要する費用）	594,464,969
	①保有基金額等の内容	①直近年度末基金残高 578,272,439円			
	②基金事業に要する費用の内容	②大型クラゲの過去最大執行額（平成21年度 594,464,969円）			
	算出根拠に用いた事業見込みの考え方（計算式・内容）	--			
	事業見込みに用いた指標の積算根拠	②大型クラゲの過去最大執行額：平成20年度（基金創設年度）以降の実績に基づき設定 ・平成20年度 8,000,000円 ・平成21年度 594,464,969円（最大） ・平成22年度 112,000,000円 ・平成23年度 11,000,000円 ・平成24年度 3,244,266円 ・平成25年度 808,920円 ・平成26年度 1,007,320円 ・平成27年度 -円 ・平成28年度 -円 ・平成29年度 -円 ・平成30年度 -円 ・令和元年度 4,027,240円 ・令和2年度 -円 ・令和3年度 -円 ・令和4年度 -円 ・令和5年度 -円 ・令和6年度 10,866,652円 ・令和7年度 -円			
	事業見込みに用いた指標の直近における実績	--			

使用見込みの低い基金等の該当の有無と検討結果等	① 事業を終了した基金	無	② 前回の見直し以降事業実績がない基金 又は直近3年以上事業実績がない基金	無	③ 基金造成時の政策目的がなくなった基金 又は変更になった基金	無	④ 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金	無	⑤ その他使用見込みが低いと判断される基金	無
	保有割合が「1」を上回り、④で「無」とした場合、その理由	--								
	使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果	--								
	使用見込みの低い基金等を残置する場合の理由	--								



基金所管部局による点検・改善結果

【令和8年4月10日租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議で示された「点検の視点」に基づく自己点検】

① 効果検証の強化

毎年度、基金設置法人に対し、基金の運用状況について、実績報告書等による確認・聞き取りを実施している。また、学識経験者及び関係団体による有害生物漁業被害防止検討委員会及び大型クラゲ被害防止検討委員会を毎年開催し、効果検証や運用改善の点検を行い、事業計画に反映するよう指導・監督する体制も整備されており、十分な効果検証を行いつつ、事業を実施している。

② 政策目的と手段の精査

大型クラゲは不定期に大量出現し、突発的かつ広域的な漁業被害をもたらす。不確実性の高い事象に迅速かつ広域的に対応し、被害を最小化するためには、本事業は必要である。広く事業が活用されるよう、申請方法に関する情報をウェブサイトで公開しており、公平で目的に即した政策設計・運用を行っている。

③ 事業構造や執行面の改善

学識経験者及び関係団体による有害生物漁業被害防止検討委員会及び大型クラゲ被害防止検討委員会のもと、透明性を確保し、効率的に事業を推進している。また、ウェブサイトで事業内容・決算等を公表して透明性を高めている。さらに、水産庁において実施要領等に基づき、事業実施計画の承認や実施状況の報告、助成金の額の確定、監査等を行うことで、不正・中抜きを防止している。

④ 自治体・事業者の自立や成長につながる仕組み

本事業は、大型クラゲの大量出現という、自然条件に大きく左右される突発的かつ広域的な被害に対応するものであり、安定的な事業収益を前提とした自立的運営になじみにくく、個々の漁業者や自治体の負担能力を超える場合があることから、一定の公的関与は引き続き必要である。一方で、漁業者や自治体等による主体的な取組の促進も重要であることから、これまでの取組を通じて蓄積された大型クラゲ対策に関する知見や技術の共有、効率的な駆除手法の普及等を進めることにより、漁業者、自治体等の対応力の向上とコストの効率化を検討していくこととしている。

⑤ 申請・報告等の事務負担の軽減

申請・報告等については、実施要領等に基づき、事業実施計画や助成金の交付等事業の実施のために必要な最低限のものとしている。また、申請・報告等の事務負担を軽減するため、申請・報告等の事務手続きに関する手引きをウェブサイトで公開している。さらに、現場からの意見を踏まえ手引きを適宜更新しており、今後も現場からの意見を踏まえ改善を行い、現場の事務負担の軽減に努めていく。

※ とりわけ基金について踏まえる視点

① 一定期間ごとにKPI等の検証

学識経験者及び関係団体による有害生物漁業被害防止検討委員会及び大型クラゲ被害防止検討委員会でも事業効果（KPI等）を年2回検証し、資金配分を含め、効率的に事業を実施することとしている。

② 重複、休眠等の状態にある基金の整理・統廃合

基金残高は事業見込みと整合的（保有割合が1以下）であり余剰資金はない。なお重複する基金はなく、休眠状態にもないが、支出が0円（ない）年度もあり、基金の適正規模については、引き続き検討する必要がある。

③ 基金の「見える化」、透明性の確保

基金シートの公表に加えて、基金設置法人のウェブサイトで、事業概要、事業計画、駆除指針等規程、手引き、基金の保有割合等を公開し、また、学識経験者及び関係団体による有害生物漁業被害防止検討委員会及び大型クラゲ被害防止検討委員会のもと、透明性を確保し、効率的に事業を推進している。

④ 事業成果の還元

本事業は、大型クラゲによる漁業被害の防止・軽減を目的とするものであり、直接的な収益の創出を前提とした事業ではないが、その成果は被害の抑制を通じて漁業経営の安定や水産物の安定供給に寄与するなど、広く社会に還元されている。

⑤ 基金活用に付随する機会費用の軽減

本基金は、大型クラゲの大量出現時に迅速に対応するためのものであり、一定の資金をあらかじめ確保しておく必要がある。基金残高は事業見込みと整

点検結果

		<p>合的（保有割合が1以下）であり余剰資金はないため、機会費用は既に低く抑えられている。</p> <p>⑥ 基金設置法人等の運営、執行の適正化</p> <p>基金設置法人の選定にあたっては、公募による募集を行い、事業の実施方法や実施主体の適格性等を総合的に勘案している。また、水産庁において、実施要領等に基づき、事業実施計画の承認や実施状況の確認、助成金の額の確定、監査等を行い、適切な事業執行を確保している。</p> <p>【その他】</p> <p>本基金は、大型クラゲの出現という不確実性の高い事象に向けた取組であり、駆除等の対策を機動的に実施するための経費として、その必要性は高いものと考えられる。</p> <p>また、事業内容や資金の管理・運用状況について点検した結果、基金基準及び「基金造成費補助金等の活用に関する指針」に沿って、適切に運用されている。</p> <p>一方で、大型クラゲの出現状況の変動により、年度ごとの執行状況に差が見られることから、今後も資金規模や執行の在り方について、状況に応じた点検を行っていく必要がある。</p>
	目標年度における効果測定に関する評価	これまでの実績や近年の大型クラゲの出現状況を鑑みると達成可能な見込みであるが、まだ実績が確定していないことから、引き続き大型クラゲの出現状況を注視しつつ、本事業の効果を評価していく。
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金の規模や執行状況について、過去の実績や被害発生状況等を踏まえながら、継続的に点検を行い、より効果的な運用に努める。</li> <li>・ 事業の実施状況について丁寧に把握・分析を行い、必要に応じて取組内容の見直しや工夫を行うことで、資金の有効な活用を図る。</li> <li>・ アクティビティについては、被害の発生状況等も踏まえつつ、その効果の把握に努め、被害の抑制につながるよう取組を進める。</li> <li>・ 引き続き、基金基準及び「基金造成費補助金等の活用に関する指針」に基づき、適切な管理・運用及び必要な指導・監督に努める。</li> </ul>
外部有識者の所見	--	
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見	--	
所見を踏まえた改善点	--	

支出先

支出先上位者リスト（前年度における各ブロックへの支出） （単位：千円）	支出先ブロック名		合計支出額	支出先数	事業を行う上での役割
	A	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	0	1	漁業協同組合連合会等に対し、「大型クラゲの駆除・処理」及び「駆除効果を併せ持つ漁具（駆除効果促進ネット）の導入」といった大型クラゲ被害軽減対策に要する経費の助成
	支出先名		支出額	法人番号	
	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構		0	1010005014068	
	契約概要（契約名）/契約方式等		支出額		
	漁業協同組合連合会等に対し、「大型クラゲの駆除・処理」及び「駆除効果を併せ持つ漁具（駆除効果促進ネット）の導入」といった大型クラゲ被害軽減対策に要する経費の助成補助金等交付		0		

費目・使途（前年度における各ブロックからの支出） （単位：千円）	支出先名	契約概要（契約名）	費目	使途	金額	
	A	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	漁業協同組合連合会等に対し、「大型クラゲの駆除・処理」及び「駆除効果を併せ持つ漁具（駆除効果促進ネット）の導入」といった大型クラゲ被害軽減対策に要する経費の助成	事業費	大型クラゲの駆除・処理に要する用船費及び燃油費	--
	--	--	--	旅費	会議等出席に要する旅費	--
	--	--	--	委託費	大型クラゲ対策事業効果の検証調査	--
	--	--	--	助成費	大型クラゲの駆除・処理に要する経費の助成	--

資金の流れ

(単位：千円) ※ 2025 (令和7年度実績) を記入

農林水産省

基金造成費補助交付  
令和7年度：-千円



有害生物漁業被害防止総合対策基金  
A.特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構  
令和7年度末基金残高 578,272千円  
(うち国費額相当 578,272千円)

【収入】

繰越金 577,263千円  
運用収入 1,009千円  
計 578,272千円

【支出】

事業費 -千円  
管理費 -千円  
計 -千円

〔 漁業協同組合連合会等に対し、「大型クラゲの駆除・処理」及び「駆除効果を併せ持つ漁具（駆除効果促進ネット）の導入」といった大型クラゲ被害軽減対策に要する経費の助成 〕

--

# 大型クラゲ緊急対策事業について

有害生物漁業被害防止総合対策基金

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構

# 対象事業

## 1. 大型クラゲ駆除事業

### (1) 駆除漁具等の導入

- ① 駆除専用漁具（沖底用及び小底用駆除網、鉤等漁具） **定額**
- ② 大型クラゲ駆除効果促進ネット（定置網・底曳網・その他曳網・まき網の改良漁具） **1/2以内**

### (2) 大型クラゲ駆除 **定額**

- ① 沖合域駆除（全底連所属の沖合底曳船による駆除）
- ② 沿岸域駆除（小型底曳網、定置網による駆除）

## 2. 陸上処理事業

- ① 陸上処理機器の導入 **1/2以内**
- ② 陸上処理 **定額**

# 基金事業と単年度事業の執行上の区分

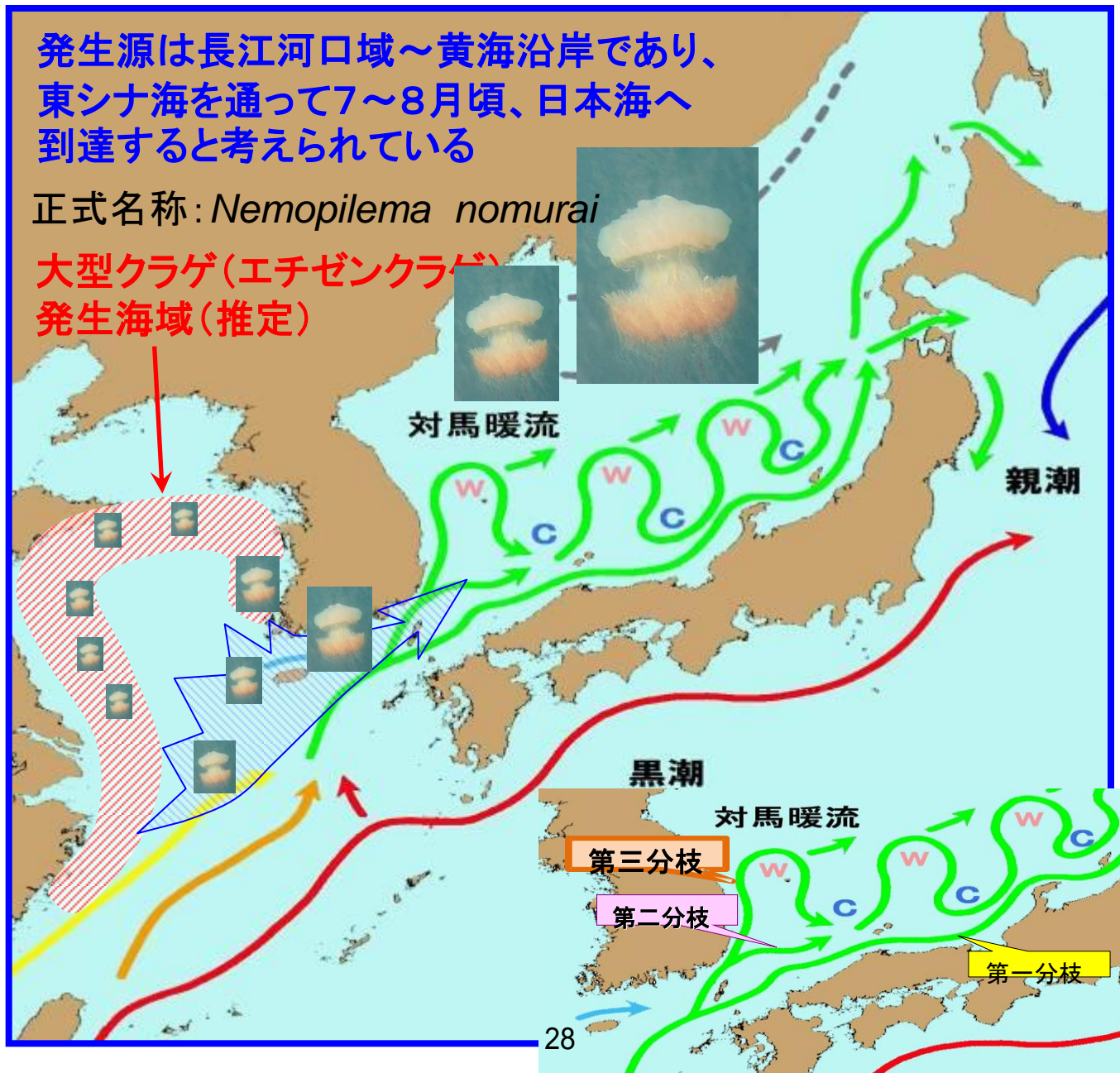
事業	執行の判断基準 (原則、大量出現時に執行)	助成対象地域
基金	大量出現年と判断された場合に、助成対象期間を定めて発動する。	全国
単年度	基金発動前で、早期に大量入網が想定される場合に備えて、助成対象地域と助成対象期間を定めて執行する。 27	駆除事業：長崎県対馬・壱岐・五島等 陸上処理事業：福岡県福岡市

# 日本沿岸出現パターン

発生源は長江河口域～黄海沿岸であり、東シナ海を通過して7～8月頃、日本海へ到達すると考えられている

正式名称: *Nemopilema nomurai*

大型クラゲ(エチゼンクラゲ)  
発生海域(推定)



# 被害軽減対策

大量に出現した大型クラゲによる漁業被害

- 作業の遅延
- 漁獲物の鮮度低下・斃死
- 漁獲量の減少
- 漁具の破損
- 操業中止・休漁等



【定置に大量入網した大型クラゲ】

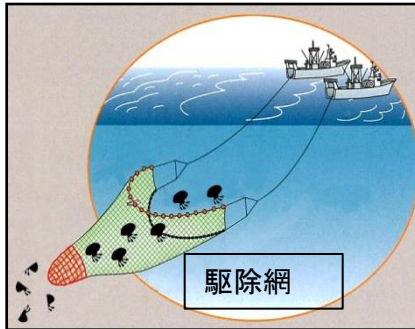


【大型クラゲと漁獲物の選別作業】

漁業被害の防止・軽減により漁業経営の安定を図る

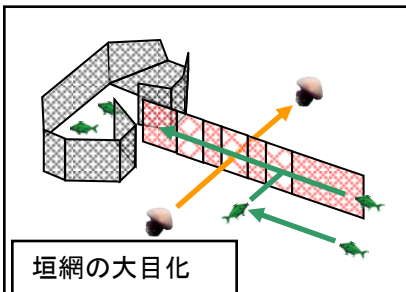
## 大型クラゲの駆除

沖合・沿岸域における大型クラゲの駆除に要する経費を助成する。  
(定額補助)



駆除網

大型クラゲの混獲及び漁具の破損等を回避するための改良された漁具の導入に要する経費を助成する。  
(1/2以内補助)



垣網の大目化

## 大型クラゲの陸上処理

陸揚げされた大型クラゲの陸上処理及び有効利用に要する経費を助成する。  
(定額補助, 一部1/2以内補助)

破碎・脱水等



焼却処理等



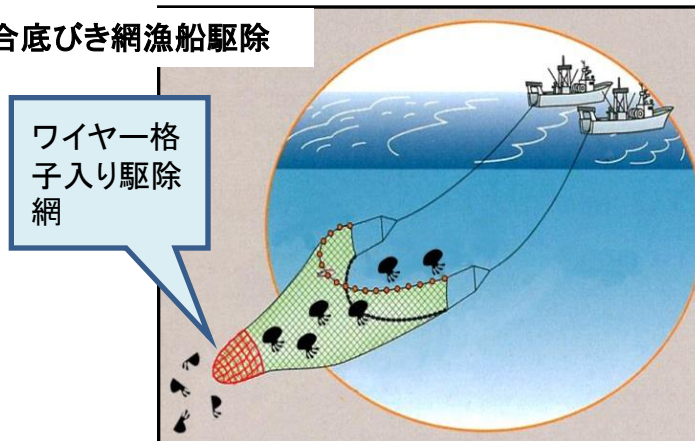
# 駆除事業

## 1. 沖合・沿岸域での洋上駆除の概要

効果的・効率的な駆除計画を策定し、対馬周辺海域や日本海沖合域等、各道府県の沿岸漁場近海域における駆除を行う。

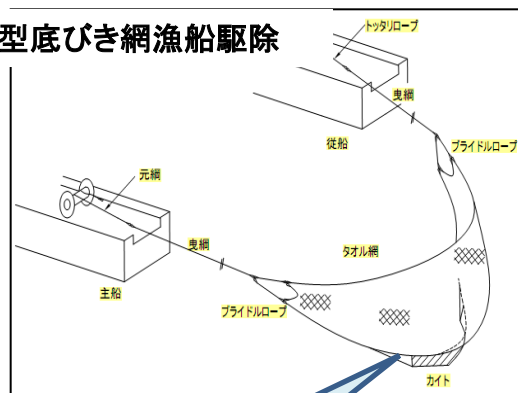
第1段階: 対馬周辺海域(日本海の流入口)において出現初期の比較的傘径の小さいうちに沖合底びき漁船等により駆除  
 第2段階: 本邦沖合海域に到達したクラゲを沿岸に到達前に沖合底びき網漁船等によって駆除

沖合底びき網漁船駆除



第3段階: 沿岸海域まで到達したクラゲを沿岸漁場に到達前に沿岸小型漁船によって駆除

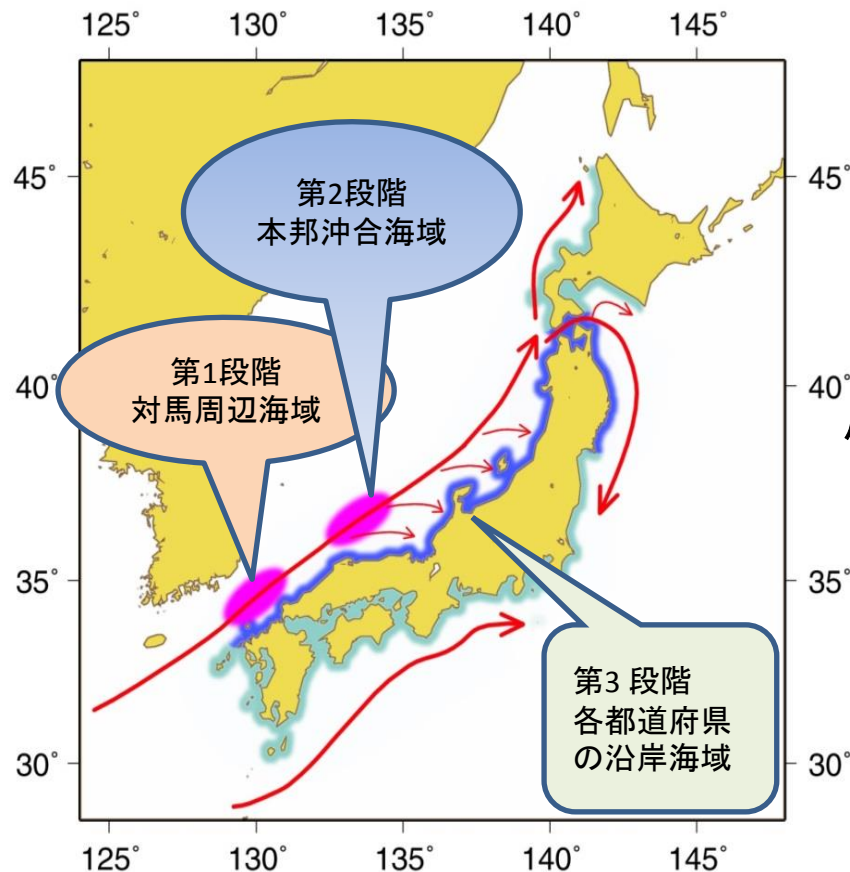
小型底びき網漁船駆除



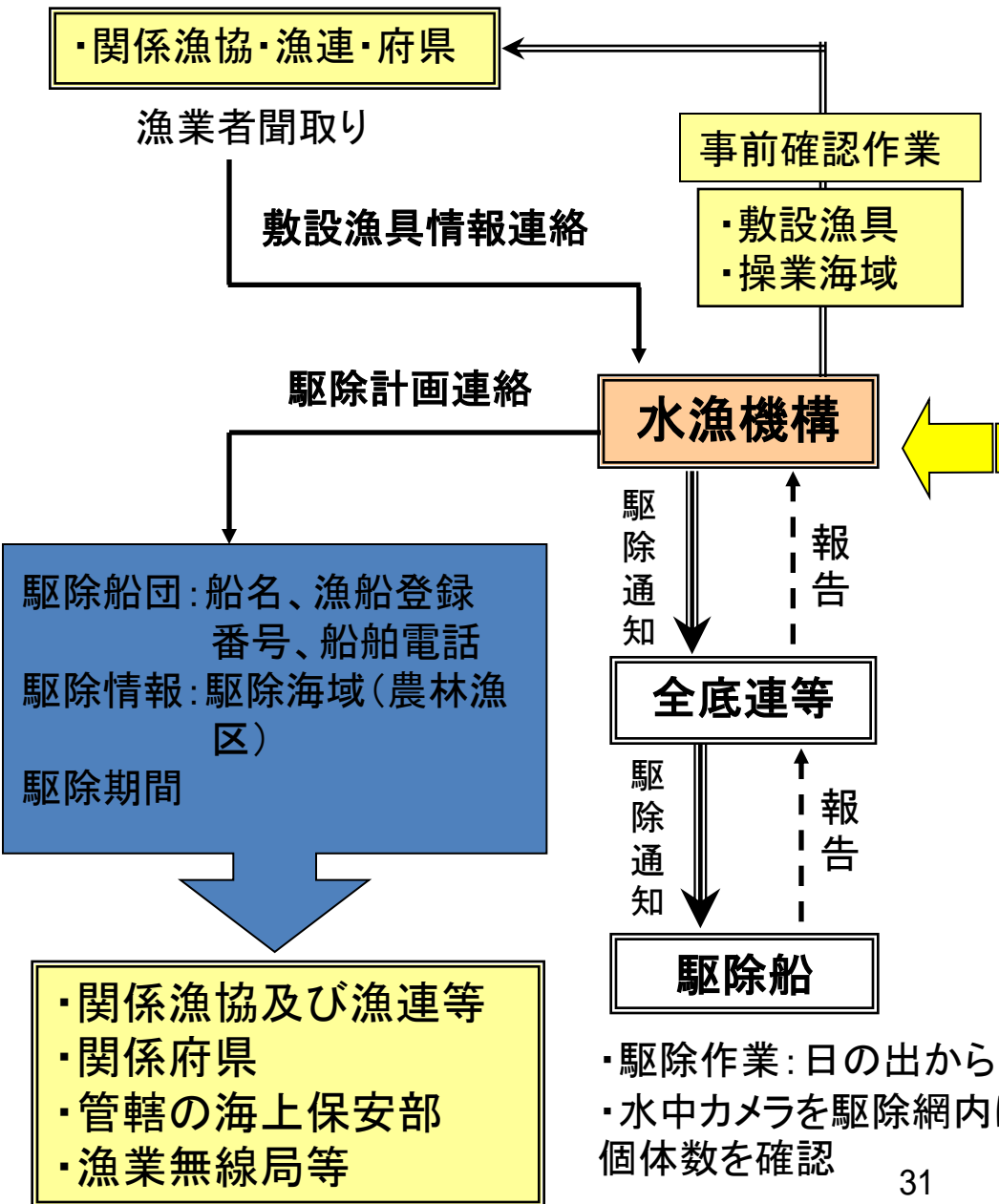
定置網における駆除  
 (専用鉤・鎌)



タオル式駆除網



## 2. 沖合域洋上駆除の計画から実施の流れ



**大型クラゲ国際共同調査**

**有害生物調査及び情報提供事業**

沖合域分布調査等

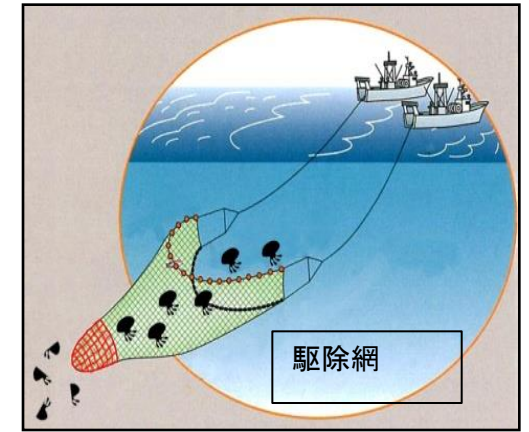
**大型クラゲ濃密群発見**

情報収集・解析・予測

**出現状況を把握し、駆除海域等を決定**

駆除海域、実施時期、期間は、水産庁、委員会と協議の上、水漁機構が決定する。

洋上駆除は駆除指針に基づき、実施する



### 3. 沿岸域洋上駆除について

#### ① 沿岸域における洋上駆除の出動基準

定置網の分類	基準入網個体数	備 考
大型定置網	500個体以上	定置漁業権漁業として営むもの
小型定置網	100個体以上	第二種共同漁業権漁業として営むもの又は県漁業調整規則に基づく許可を得て営むもの

小型底びき網漁業	20個体以上	一回の曳網で入網した個体数
	定置網の基準を準用する	想定される駆除実施海域に隣接定置網漁場において、「定置漁場における駆除」の出動基準を満たす場合

なお、この基準によることが出来ない場合、大型クラゲ被害防止検討委員会が公的試験研究機関の意見を踏まえ、広域的な漁業被害防止の観点から有効と判断する洋上駆除に限り実施する。(委員会承認事項)

#### ② 駆除実施

- 予定駆除海域、実施期間、回数等の駆除事業計画を協議・策定し、当該計画について水漁機構から事前に承認を受けた上で、当該計画に基づく事業規模及び事業費の範囲内で、漁連等が実施する。
- 駆除事業を開始する場合は、速やかにJAFIC及び水漁機構に洋上駆除開始報告を提出する。
- 実施者は、写真撮影及び駆除日誌を作成し、提出する。
- 洋上駆除事業は、駆除活動を行う全航海を通常の漁獲活動とは完全に分離して実施するものとする。

# 定置網での洋上駆除事例



定置網の身網に入った  
大型クラゲ

## 定置網漁場での洋上駆除実施例



各種の駆除漁具

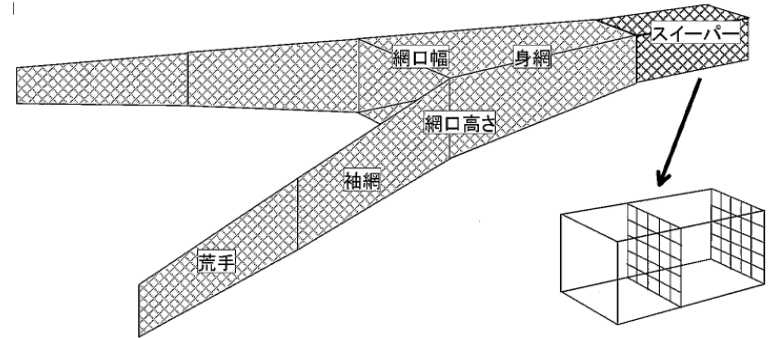
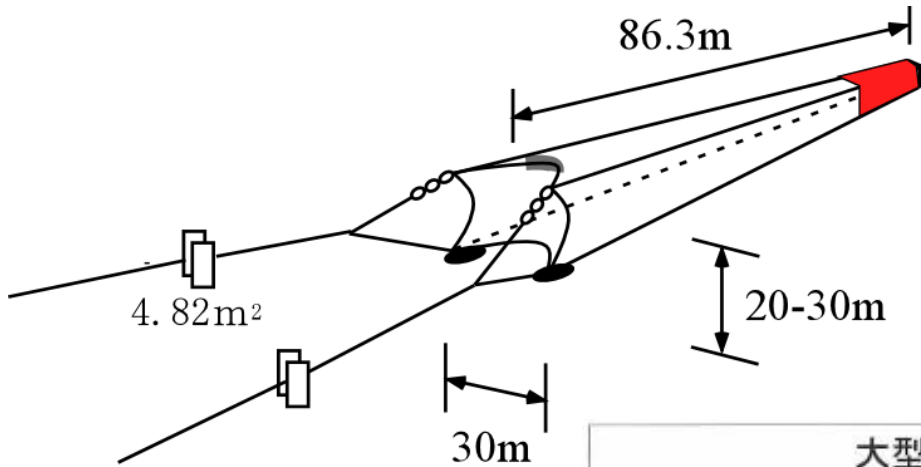


大型クラゲを「駆除専用のやす・かぎ等の駆除漁具」で殺傷する。

**\* 傘の部分に損傷を与えると衰弱し、死滅する。**

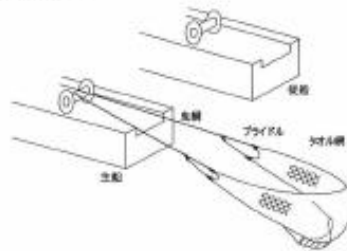
# 底曳網での洋上駆除事例

## 表中層トロール網用駆除網

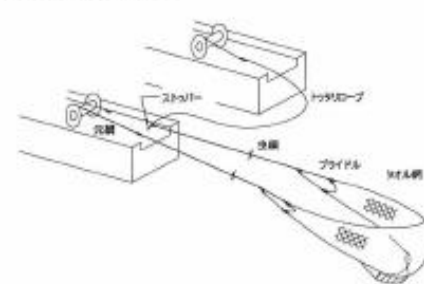


### 大型クラゲ駆除用タール網 操業方法案

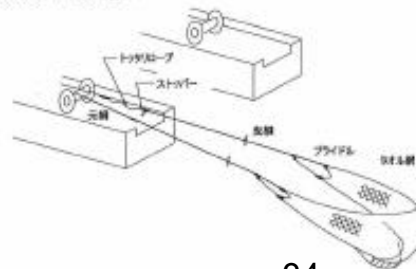
1. 網部、プライドルの繰出し



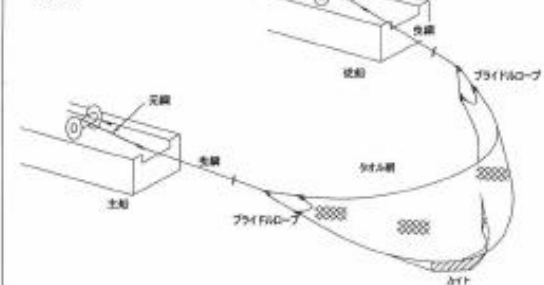
3. トットリロープの受け渡し



2. スーパーの連結



4. 曳網



# 底曳網での洋上駆除事例

2艘で曳網



駆除網により粉碎されるクラゲ



駆除網

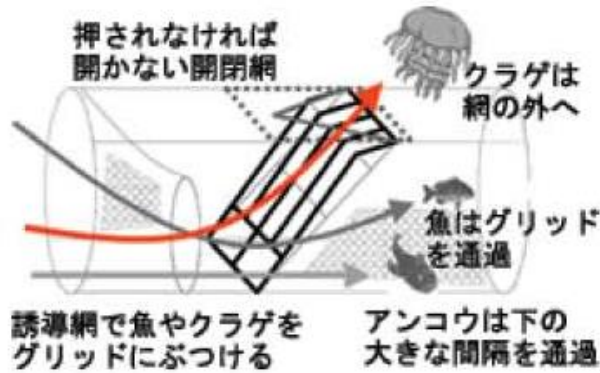


# 大型クラゲ駆除効果促進ネット(旧名称;改良漁具)の導入

大型クラゲの混獲及び漁具の破損を回避するため、底びき網や定置網等の駆除効果促進ネットの導入を行う。

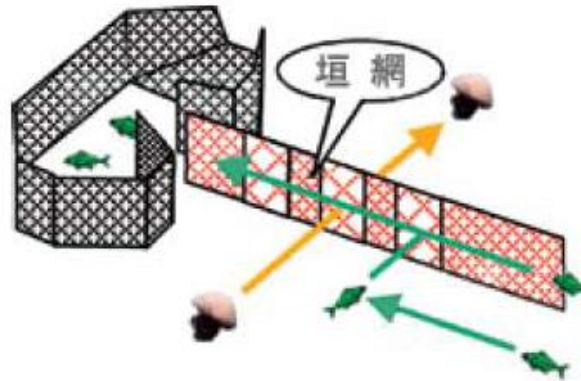
## 【底曳き網の例】

身網と袋網の間にグリッドを設置

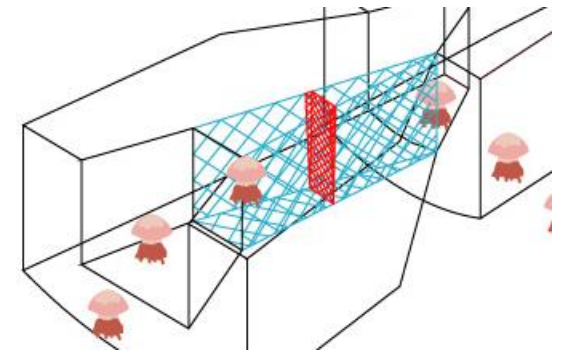


## 【定置網の例】

スリット状に大目垣網を配置



バイパス網の中にのれん網を連結



○「漁具改良等の手引き」(全漁連 改良漁具等認定委員会 編纂)

初版 平成18年5月

第2版 平成20年3月

○「漁具改良マニュアル」第1版～第4版 (水産研究・教育機構 編纂)

<http://www.fra.affrc.go.jp/kurage> を参照

# 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入の注意事項

## 駆除効果促進ネット導入

1. 駆除効果促進ネットは研究開発段階のものでなく、効果が実証されているもので改良漁具等を認定する委員会で承認された漁具であること。(JF番号)
2. 「漁具改良等の手引き」・「改良漁具マニュアル」に掲載されたもの

1. 漁具改良等の手引きに適合する形式を選択
2. 改良部分の網地代の見積もり
3. 加工賃の見積もり

底曳き網、定置網、巻き網等

$(\text{改良部分の網地代}) + (\text{加工賃})$   
の額の1/2以内を助成

- ・事業実施機関(漁協等)が漁業者の導入計画を策定し、所定の手続きを経て交付決定後に発注し、導入する。
- ・導入する駆除効果促進ネットは事業実施機関の取得財産となり、事業実施機関は取得日・取得金額等を記載した財産管理台帳を作成し、法定耐用年数(漁具の場合、取得日から3ヶ年間)管理する。
- ・漁業者は、事業実施機関から賃借(1/2の費用分)の支払条件や貸与・使用条件等を定める賃貸借契約を事業実施機関と交わす。

# 定置網 箱網等の改良

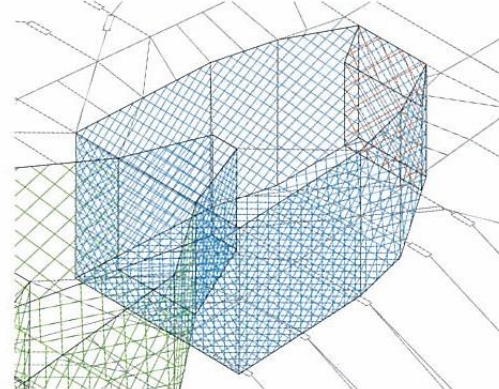
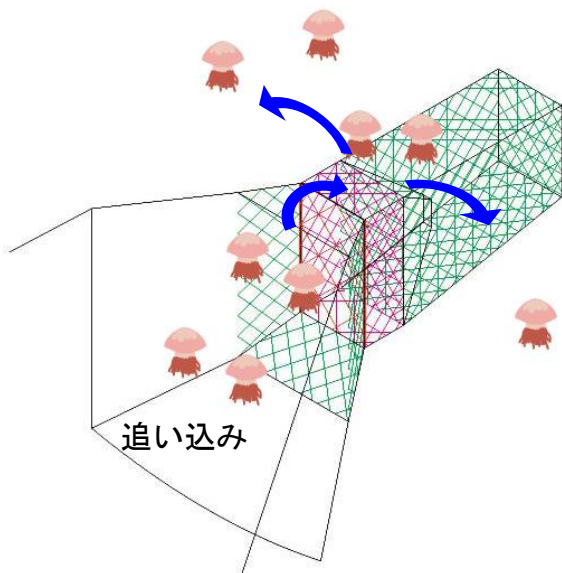


図5 仕切網を用いた二重魚捕り



図6 仕切網の揚網

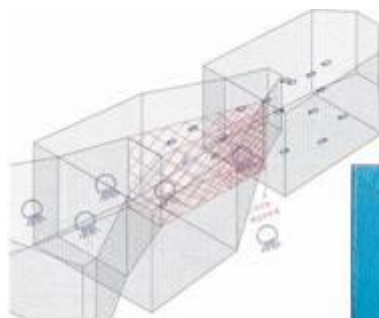


図7 バイパス網



図8 バイパス網から網外へ出る大型クラゲ

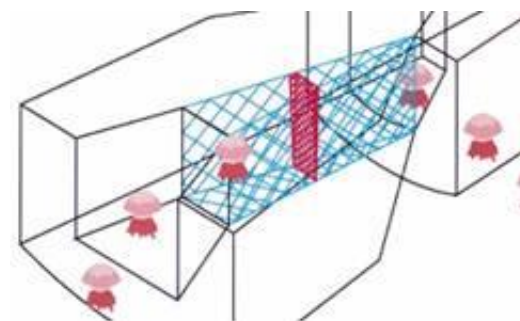


図8 のれん網の設置例

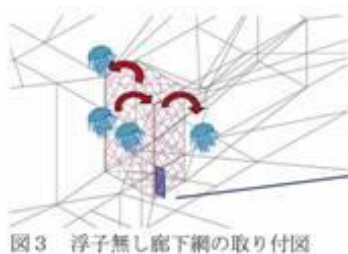


図3 浮子無し底下網の取り付け図



図4 切れたクラゲ排出用筒網図

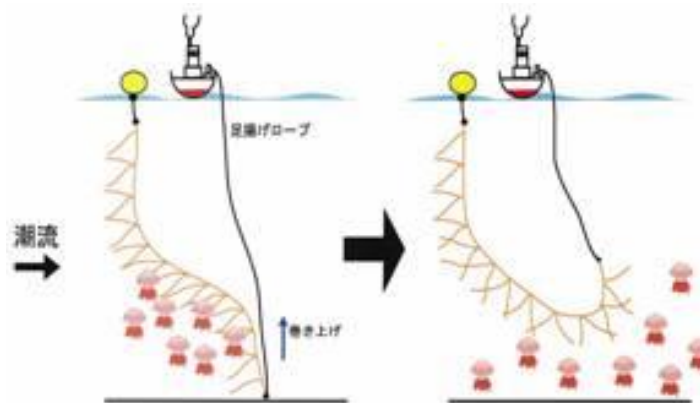
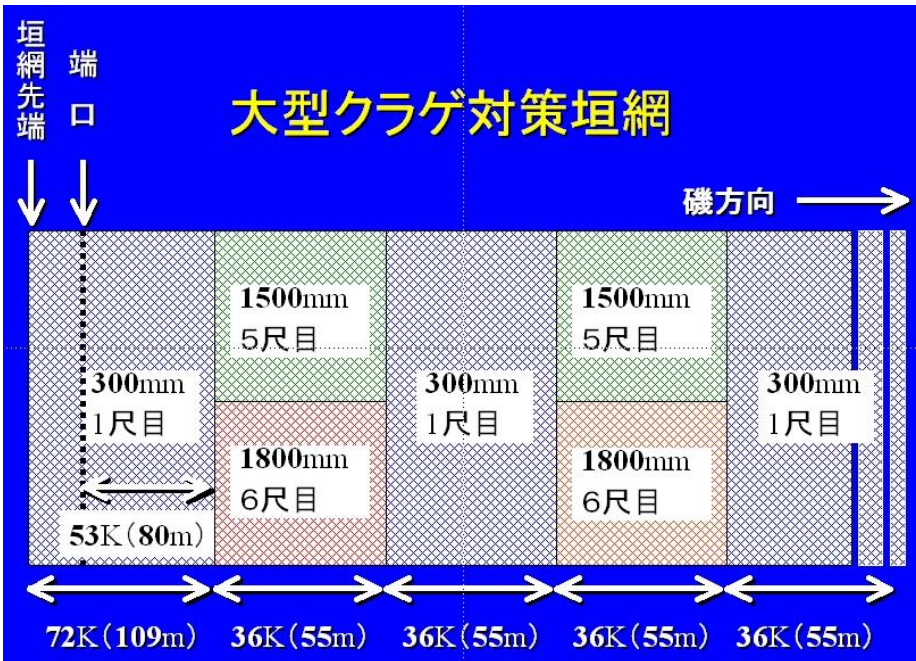


図9 足(ズリ)揚げロープ巻き上げ概要

# JF定置1 バイパス網の大目化



# JF定置3 垣網の大目化



# 底曳網の改良

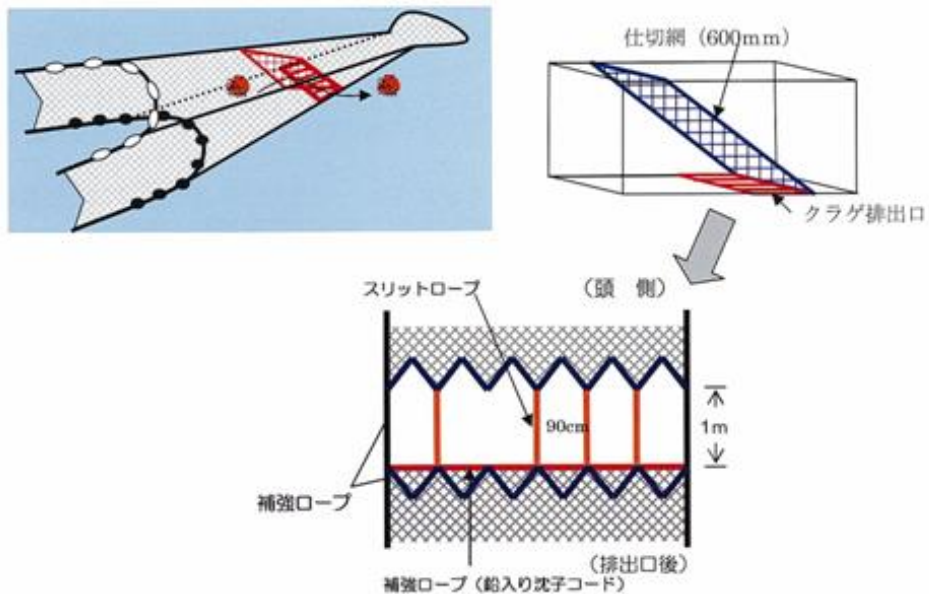


図1 底びき網の分離部の構造と下網に設けた排出口の形状

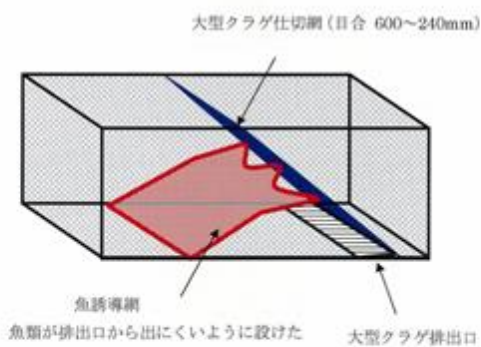
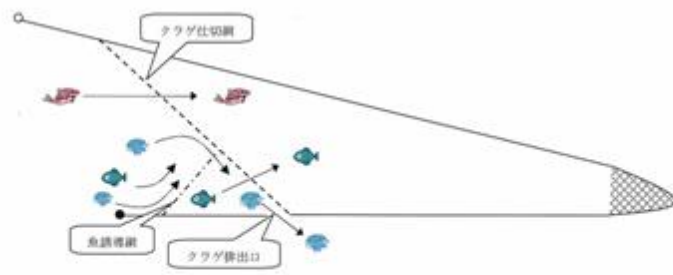
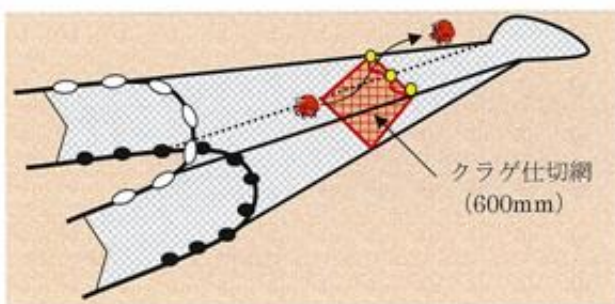


図3 排出口を下網に設けた底びき網 (図1) の改良型



クラゲ排出口 (網地を横方向に切り、浮子を取り付ける。)

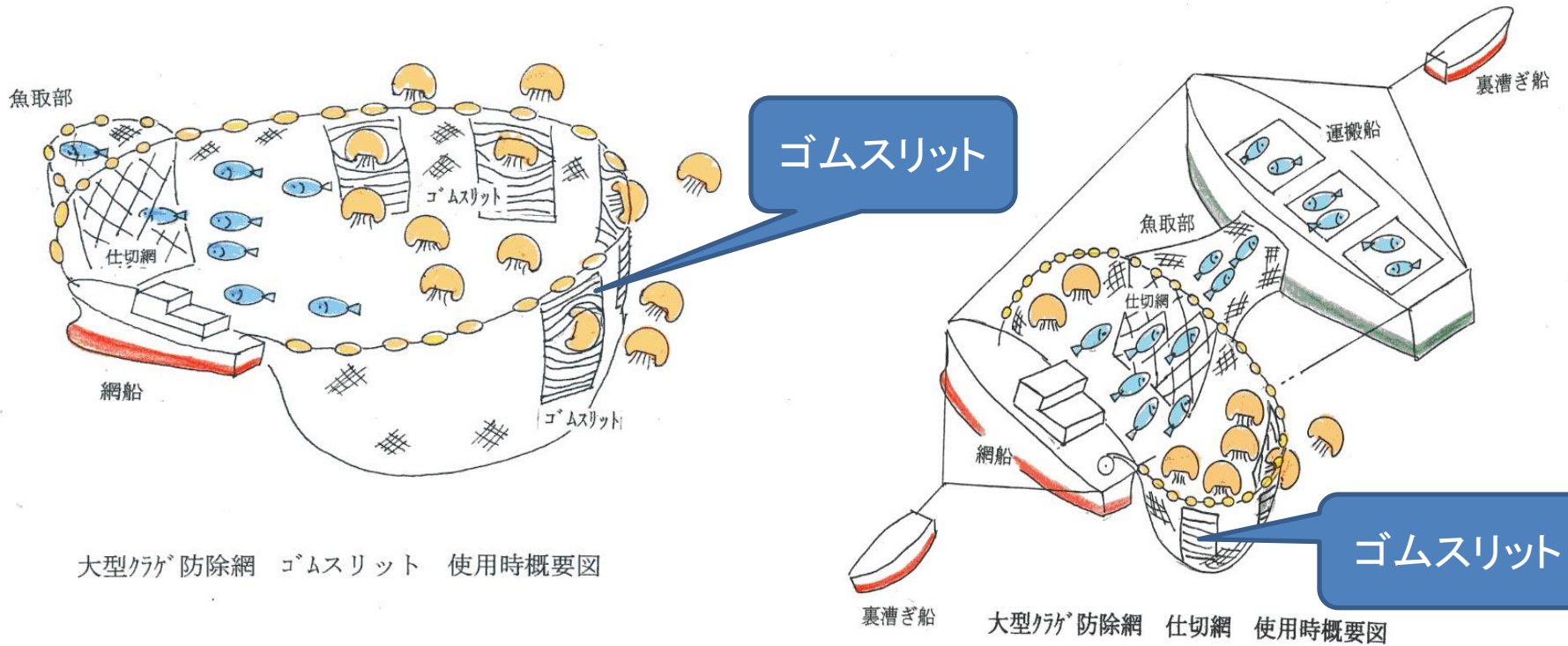
図2 上網に排出口を設けた底びき網

ゴムスリット部材

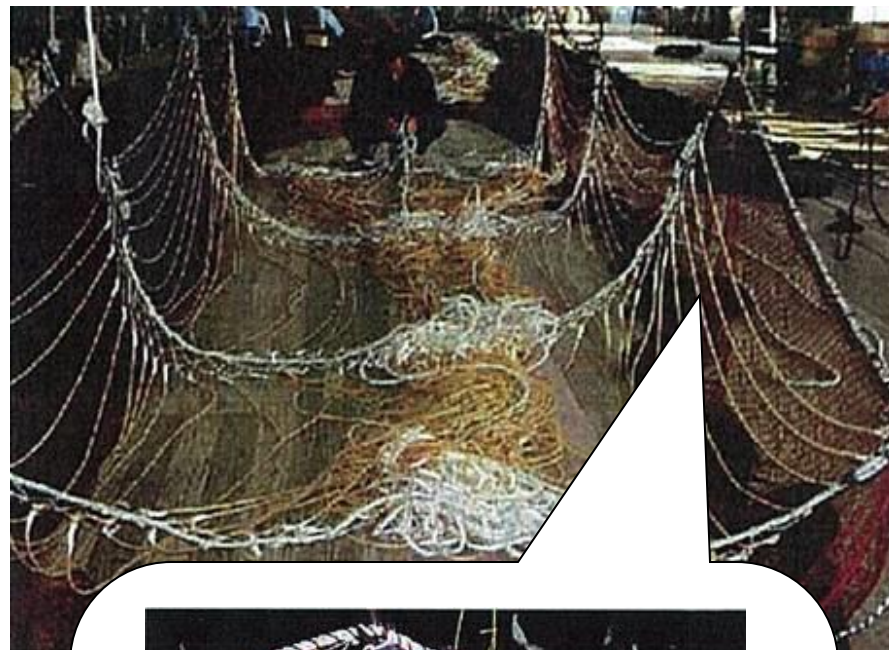
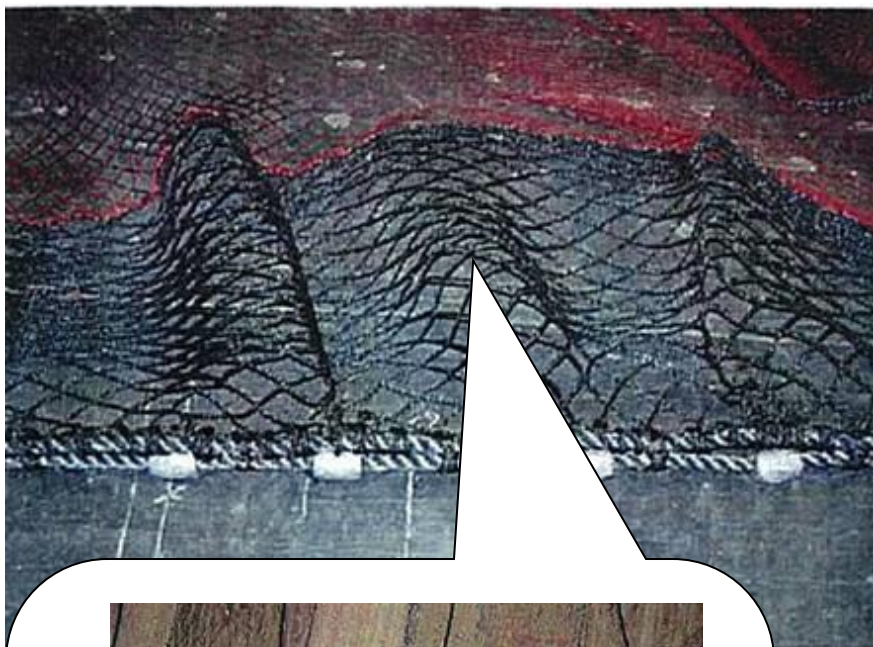


# まき網の改良漁具の事例

## JFまき網1



# まき網の漁具改良事例（JFまき網1）



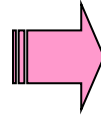
海中選別網部分



ゴムスリット部分

# 有害生物陸上処理事業

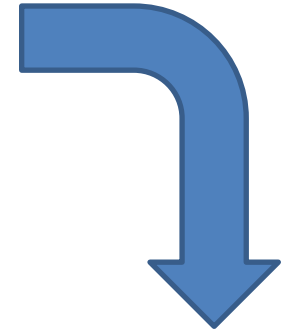
陸揚げされた大型クラゲの処理及び有効利用を行う。



## ○定額補助

- ・運搬経費(定額)
- ・処理または有効利用に要する経費(定額)
- ・処理用機材の導入経費(1/2以内補助)

【大型クラゲの陸上処理の例】



# 陸上処理 1



# 陸上処理 2



# 陸上処理 3



## 論点

### 有害生物漁業被害防止総合対策事業

1. 基金創設当初と比較し、大型クラゲの被害状況、発生予測の進展、他の有害生物に対する単年度事業での対応や近年の基金からの支出状況が変化していることを踏まえ、財政資金の効率的な活用の観点から、基金の在り方について、見直しを行うべきではないか。
2. 長期アウトカムについて、外部の影響要因に大きく左右される「漁獲量の回復」という指標だけでなく、「大型クラゲ大量発生時の対応体制の整備」など本事業の直接の効果を評価できるような指標を検討することはできないか。